

厚木市1か月児健康診査助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市1か月児健康診査実施要綱（令和7年4月1日施行）の規定による1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）に関し、厚木市（以下「市」という。）が交付した厚木市1か月児健康診査票兼補助券（以下「健康診査票兼補助券」という。）の使用ができなかった者に対し、予算の範囲内でその費用の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、健康診査を受診した時点で市に住所を有する乳児であって、次の各号のいずれかに該当する健康診査票兼補助券を所持する者とする。ただし、国外の医療機関を受診した場合は、対象外とする。

- (1) 市と契約していない医療機関又は助産所（以下「実施機関」という。）で健康診査を受診した者
- (2) 健康診査に要した費用が健康診査票兼補助券に記載された金額に満たないために健康診査票兼補助券の使用ができなかった者
- (3) 市に転入をした日から転入の届出をした日までの間に健康診査を受診した者であって、健康診査票兼補助券の交付を受ける前に健康診査票兼補助券の使用ができなかった者

(助成額)

第3条 助成額は、1回の受診につき、健康診査票兼補助券に記載された金額とする。ただし、健康診査の費用が助成額に満たないときは、当該健康診査の費用を助成額とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第4条 助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、受診日から1年以内に、新生児聴覚検査及び1か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の健康診査に要した費用を支払ったことを証する書類
- (2) 健康診査を受けた際に使用できなかった補助券
- (3) 母子健康手帳等の表紙及び健康診査受診記録

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を承認するときは交付決定通知書により、承認しないときは不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、助成申請金額と交付決定額に差異が生じたときは、交付決定通知書の備考欄にその理由を示さなければならない。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付決定をした場合は、30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けた場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。